

会則の一部変更等について

第51回定期総会の審議事項として、同封議案書のとおり会則の一部変更案及び規則の制定・一部変更案を上程することといたしました。

今回の会則及び規則の一部変更等は、第 2 - 1 号議案から第 5 号議案までのおりとなっております。審議の参考にご供するため、提案の背景、趣旨等について説明させていただきます。

I 継続的専門研修の履修等に係る指導監督の実効性向上及び情報提供の充実のための制度整備に係る会則の一部変更及び関係規則の制定・一部変更

本会は、公認会計士の自主規制団体として、継続的専門研修（以下「CPE」という。）の受講義務、変更登録義務及び会費納付義務を履行しない会員に対して、会則に基づく懲戒処分を含む様々な方法により違反状態の是正に取り組んできています。しかしながら、依然として義務を履行しない会員が存在している状況にあります。公認会計士の業務に対する信頼性の維持・向上が求められている中、会員としての基本的な義務の履行確保のための是正措置の実効性向上及び会員の義務の履行状況に関する一般社会への情報提供の充実の観点から、必要な制度整備を行うことといたしました。

1. 共通事項

CPE、変更登録及び会費納付の義務不履行については、現行、綱紀審査会の議に基づく懲戒の前段階として「会員権停止 1 年及び行政処分請求」の懲戒処分（現行会則第 50 条第 6 項）を行うこととしています（CPE にあつては更にその前段階として「氏名等公示」の懲戒処分（現行会則第 51 条）を行うこととしています。）。この現行の懲戒制度を改め、懲戒に至る前段階の対応として、会則第 70 条の規定を根拠とする義務の履行を促すための「指示」、会員への周知のための「公示」、一般への周知のための「公表」を組み合わせた制度を整備することといたしました。「指示」を受けた会員は、速やかに改善措置を講じ、協会の求めに応じて改善措置の状況を報告しなければならないものとされており、これに情報提供の手段として「公示」だけでなく、高い抑止効果が期待できる「公表」を組み合わせることで、よりきめ細やかで実効性の高い対応が可能になるものと考えています。なお、「指示」・「公示」・「公表」の措置によってもなお改善が見られない場合には、最終的な処分として綱紀審査会の議に基づく懲戒を行うこととしています。この制度変更に伴い、CPE、変更登録及び会費納付に共通するものとして、

次のとおり所要の変更を行うことといたしました。

- (1) CPE、変更登録及び会費納付の義務不履行に係る懲戒は、指示を受けたにもかかわらず、なお改善がみられない場合に行うことといたしました。（会則第 50 条第 1 項関係）
- (2) 綱紀審査会の議に基づく最終的な懲戒に至る前段階において行うこととしている「会員権停止 1 年及び行政処分請求」を課す懲戒の制度を廃止することといたしました。（会則第 50 条第 6 項・第 7 項関係）
- (3) CPE、変更登録及び会費納付の義務不履行により懲戒処分を受けた場合についても公表の対象とすることといたしました。（懲戒処分等の周知、公示及び公表に関する規則第 5 条関係）

2. CPE 関係

(1) 義務不履行者に対する措置

- ① 義務不履行者と認められた会員に対して、第 1 段階の措置として、履修に関し「指示」とともに、その旨を「公示」することといたしました。当該会員が当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についてもさらに義務不履行者となったときは、第 2 段階の措置として、当該指示に違反した旨を「公表」することといたしました。（会則第 117 条関係）
- ② 義務不履行者に対する懲戒の特例措置（氏名等公示）を廃止することといたしました。（会則第 51 条関係）
- ③ 研修の履修を促す措置として「指示」の制度を設けたことに伴い、現行の履修必要単位数の履修勧告の措置を廃止することといたしました。（継続的専門研修制度に関する規則第 14 条第 1 項関係）
- ④ 「公示」及び「公表」においては、共通事項として氏名、登録番号及び所属地域会を掲載するほか、「公示」にあつては当該指示の内容及びこれに付随する事項を、「公表」にあつては当該指示に違反した旨を掲載することといたしました。このほか、公示及び公表の方法及び期間について定めることといたしました。（継続的専門

研修制度に関する規則第14条第2項～第5項関係)

(2) 研修履修結果の国会ウェブサイトにおける開示

- ① 国民が公認会計士に業務を依頼する際の参考に資するための情報提供の充実の観点から、個人別の研修履修結果について、国会ウェブサイトにおいて開示することといたしました。(会則第116条関係)
- ② ①の研修履修結果は、確定している直近の事業年度の研修に係る「義務達成」若しくは「義務不履行」又は「研修の免除」の別とし、公認会計士名簿の登録情報等の開示に関する規則第2条第三号に規定する方法(公認会計士等検索)により表示される検索結果に併せて表示することといたしました。(継続的専門研修制度に関する規則第12条の3関係)

3. 変更登録関係

- (1) 変更の登録の申請をせず、催告を受けてもなお当該申請をしないものと認められる会員に対して、第1段階の措置として、当該申請をするよう「指示」とともに、その旨を「公示」することといたしました。当該会員が当該指示に従わず、なお当該申請をしないものと認めるときは、第2段階の措置として、当該指示に違反した旨を「公表」することといたしました。(会則第31条の3関係)
- (2) 「公示」の掲載事項は、①氏名②登録番号③所属地域会④変更の登録の申請を行うべき事項及びその申請を行うよう指示した旨とすることとし、このほか、公示の方法及び期間について定めることといたしました。(公認会計士等の変更登録に係る公示、公表等に関する規則第3条関係)
- (3) 「公表」の掲載事項は、上記(2)①から③までに掲げる事項のほか、当該指示に違反した旨とすることとし、このほか、公表のタイミング、方法及び期間について定めることといたしました。(公認会計士等の変更登録に係る公示、公表等に関する規則第4条関係)
- (4) 変更の登録の申請をしない会員の取扱いに関し必要な審査は、登録審査会で行うことといたしました。(会則第19条関係)

4. 会費関係

- (1) 1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納付しないものと認められる会員に対して、会費を納付するよう「指示」とともに、その旨を「公示」することといたしました。(会則第158条の2第1項・第2項関係)
- (2) 「公示」の掲載事項は、氏名、登録番号、所属地域会並びに会費を滞納している期間及び滞納している会費を納付するよう指示した旨とすることとし、このほか、公示の方法及び期間について定めることといたしました。(会費規則第16条関係)

- (3) (1)の会員に対しては、国会の施設の利用、福利厚生を受給、業務に関する相談及び資料の受領その他の会員が享受することができる便益であって細則で定めるものの提供を停止することができることといたしました。(会則第158条の2第3項関係)

この便益の提供の停止の期間は、滞納会費の納付の指示をした日から滞納会費を完納した日までとすることといたしました。ただし、滞納会費の完納前であっても、滞納が解消する見込みがあるものと認められた場合はその効力を一旦停止し、その後当該見込みがなくなったものと認められた場合は再びその効力を生じさせることといたしました。(会費規則第17条関係)

- (4) (3)の懲戒によらない形での便益の提供の停止の制度を設けることを受け、会費の滞納による会員権停止に関する特例を廃止することといたしました。(会則第50条の4関係)

5. その他

- (1) 準会員に対する措置についても、会員についての上記の制度変更に合わせて、所要の変更を行うことといたしました。
- (2) 本改正後の会則の規定は、平成29年11月1日から施行することといたしました。なお、CPEに係る変更後の制度は平成29年度の研修から適用することとし、その他については施行日以後の一律の適用とすることといたしました。

II 社外役員会計士協議会設置のための会則の一部変更

平成27年6月から上場会社に適用されている「コーポレートガバナンス・コード」において、「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべき」とされ、また、「監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべき」とされたことを受け、社外取締役等の担い手としての公認会計士への期待は高まっています。

本会は、組織内会計士協議会の施策の一つとして、細則上の運用により専門委員会を設置し、社外取締役等として公認会計士が備えるべき知識等について検討・周知を行ってきたところですが、今後更に、社外取締役等の適任者として公認会計士への需要が高まると考えられることから、効果的に施策を講じていくための支援態勢の強化を検討してきました。その結果、既存の専門委員会を発展的に改組し、会員の資質の維持・向上、ネットワーク化等に係る施策を検討・実施する常設の機関として、新たに社外役員会計士協議会を設置することといたしました。同協議会の職務は次のとおりとなっています。(第115条の15、第115条の16関係)

- (1) 社外役員会計士の職務に関する研究調査を行うこと。

- (2) 社外役員会計士の職務に関する研修会を企画立案し、及び資料又は情報の提供を行うこと。
- (3) (1) 及び(2)に掲げるもののほか、社外役員会計士の資質の維持及び向上を図るために必要な施策を企画立案し、及び実施すること。
- (4) 社外役員会計士の組織化の推進に係る施策を企画立案し、及び実施すること。
- (5) その他社外役員会計士に係る施策を検討すること。

超える社会福祉法人は、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならないこととされました。本会において当該監査の実施状況を定期的に把握する必要があることから当該監査に係る監査実施報告書の提出を求めることとし、あわせて、当該監査を業務会費の対象とすることといたしました。(法定監査関係書類等提出規則別表第 34 項、会費規則第 5 条関係)

以 上

Ⅲ 修了考査運営委員会委員の任期の変更に係る会則の一部変更

本会は、修了考査を行うため、修了考査運営委員会を置いており、同委員会を組織する委員の任期は、役員選挙の執行に関する経過及び結果の報告を行う定期総会終了後最初に開催される理事会の日の翌日から就任後 3 回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとされています。一方、修了考査に係る業務のサイクルは、前の修了考査の合格発表の日の翌日から当該修了考査の合格発表の日までとなっているため、一連の業務の途中で委員が入れ替わる事態が生じています。

修了考査の実施を統括する修了考査運営委員会が、同一の委員構成により一連の業務を遂行することを可能とし、もってその安定的な運営を図るため、修了考査運営委員会の委員の任期を修了考査に係る業務のサイクルに合わせた任期に変更することといたしました。(第 149 条関係)

Ⅳ 法定監査関係書類等提出規則及び会費規則の一部変更

1. 医療法に基づく医療法人等の監査

平成 29 年 4 月 2 日に施行された医療法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 74 号)により、従来公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」といいます。)による監査の対象であった社会医療法人債発行法人である社会医療法人に加え、一定の基準に該当する医療法人についても公認会計士等による監査が義務付けられることとなりました。また、同改正法により、新たに創設された地域医療連携推進法人制度における地域医療連携推進法人についても、その貸借対照表等について公認会計士等による監査を受けなければならないこととされており、これらを受け、医療法に基づく監査に係る監査実施報告書の提出対象を広げることといたしました。(法定監査関係書類等提出規則別表第 19 項関係)

2. 社会福祉法に基づく社会福祉法人の監査

平成 29 年 4 月 1 日に施行された社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 21 号)により、一定の基準を